

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和３年12月17日
【中間会計期間】	第17期中（自 令和３年４月１日 至 令和３年９月30日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 信弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目４番１号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 森田 覚
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目４番１号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 森田 覚
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
営業収益 (百万円)	177,643	169,852	170,657	534,673	357,567
経常利益又は経常損失 () (百万円)	4,449	5,893	11,287	1,975	2,899
親会社株主に帰属する中間 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 () (百万円)	2,803	4,328	9,130	11	4,500
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	3,170	4,766	9,545	435	3,086
純資産額 (百万円)	68,397	69,559	71,251	64,792	61,705
総資産額 (百万円)	432,056	286,036	291,575	368,189	349,167
1株当たり純資産額 (円)	2,512.85	2,556.11	2,618.00	2,380.66	2,266.02
1株当たり中間純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額 () (円)	103.84	160.30	338.15	0.43	166.69
潜在株式調整後1株当たり 中間 (当期) 純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	15.7	24.1	24.2	17.5	17.5
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	21,237	41,592	40,305	127,879	26,207
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	5,436	4,676	3,427	10,435	7,302
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	8,923	47,812	55,808	96,474	831
現金及び現金同等物の中間 期末 (期末) 残高 (百万円)	67,848	30,334	72,806	124,414	91,737
従業員数 (人)	4,387	4,518	4,561	4,420	4,505
[外、平均臨時雇用人員]	[389]	[352]	[352]	[383]	[345]

- (注) 1. 第15期中、第16期中及び第17期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第15期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員 (当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は [] 内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
営業収益 (百万円)	175,493	168,287	168,857	529,639	353,146
経常利益又は経常損失 () (百万円)	3,987	6,223	11,114	325	5,117
中間純利益又は当期純損失 () (百万円)	2,917	5,055	9,492	1,254	5,181
資本金 (百万円)	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数 (千株)	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
純資産額 (百万円)	57,924	58,808	58,063	53,752	48,571
総資産額 (百万円)	408,328	261,495	265,579	347,497	327,583
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.2	22.5	21.9	15.5	14.8
従業員数 (人)	1,115	1,129	1,155	1,122	1,126

(注) 1. 中間連結財務諸表を作成しており、中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないため、1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の記載を省略しております。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、高速道路事業において、用地管理等業務を委託している首都高アソシエイト㈱が令和3年4月1日に事業を開始いたしました。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和3年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	4,283
受託事業	[282]
駐車場事業	113
その他の事業	[70]
全社(共通)	165 [-]
計	4,561 [352]

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。

3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務・人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

令和3年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	969
受託事業	
駐車場事業	21
その他の事業	
全社(共通)	165
計	1,155

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。

3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務・人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等及び当社グループの事業上の優先的に対処すべき課題について、重要な変更はありません。また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は新たに生じた事業上の対処すべき課題もありません。

2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、生産や輸出等を中心に持ち直しの動きがみられたものの依然として厳しい状況になりました。個人消費については、緊急事態宣言等の発令が続いたことにより弱い動きとなりました。

こうした状況の下、高速道路事業において、お客さまに、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、道路施設の損傷の早期発見のための点検の推進、発見した損傷の補修、自然災害への対応、走行環境の改善等に取り組んでまいりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、感染者発生時でも業務継続のための体制を構築するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を定め、感染予防対策を実施してまいりました。

当社の利用交通量は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛要請等の影響が前年同期と比較して小さかったこと等により、前年同期比7.9%増の91.3万台/日となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

当中間連結会計期間の業績は、営業収益が前年同期比0.5%増の170,657百万円、営業利益が前年同期比91.6%増の11,089百万円、経常利益が前年同期比91.5%増の11,287百万円、法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益が前年同期比110.9%増の9,130百万円となりました。

なお、セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。このセグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

イ．高速道路事業

(営業収益)

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は327.2kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客さまのキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。ETCの利用率は、令和3年9月平均が96.7%となり、前年同月比0.5%増となっております。

また、お客さまサービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイトの運用、お客さまセンター、グリーンポスト及びお客さま満足度調査等を通じて得られた改善に向けたお客さまの要望や意見の反映等を実施してまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛要請等の影響が前年同期と比較して小さかったこと等により、前年同期比14.1%増の128,242百万円となりました。

高速道路の新設については、新大宮上尾道路等4路線10.4kmの整備を行ってまいりました。

また、構造物の耐久性を向上させるため、床版の補強等を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕に加え、長期にわたりネットワークとしての機能を維持し構造物の安全性を確保するための特定更新等工事を行ってまいりました。

営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への資産引渡しに伴う道路資産完成高は前年同期比30.8%減の37,468百万円となりました。

以上の結果、営業収益は前年同期比0.5%減の165,816百万円となりました。

(営業利益)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛要請等の影響が想定よりも小さかったこと等による料金収入の増加に伴い、機構に支払う道路資産賃借料が、変動貸付料制度の適用により増額されましたが、道路資産完成原価が前年同期を下回ったこと等により、営業費用は前年同期比3.7%減の155,217百万円となりました。また、営業利益は前年同期比94.0%増の10,598百万円となりました。

ロ．駐車場事業

(営業収益)

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、時間貸し、定期及び月極の営業を行ってまいりました。営業収益は前年同期比1.8%増の1,570百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は前年同期比0.0%減の1,200百万円となり、営業利益は前年同期比8.2%増の370百万円となりました。

ハ．受託事業

(営業収益)

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を行ってまいりました。営業収益は前年同期比30.3%増の1,091百万円となりました。

(営業損失)

営業費用は前年同期比30.6%増の1,102百万円となり、営業損失は10百万円(前年同期は6百万円の営業損失)となりました。

ニ．その他の事業

(営業収益)

休憩所等事業として、首都高速道路上20箇所のパーキングエリアにおいて、お客さまが気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設及びトランクルーム、社宅跡地等を活用した賃貸住宅の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等を行ってまいりました。

営業収益は前年同期比108.9%増の2,497百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は前年同期比96.4%増の2,365百万円となり、営業利益は131百万円(前年同期は9百万円の営業損失)となりました。

キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益11,287百万円に加え、非資金項目である減価償却費3,594百万円、仕掛道路資産の減少額10,096百万円、売上債権の減少額32,746百万円等の資金増加要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、40,305百万円の資金収入(前年同期は41,592百万円の資金支出)となりました。

なお、上記仕掛道路資産の減少額は、修繕事業及び特定更新等工事の完了により、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産が減少したことによるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、既供用路線に係る料金所施設、ETC設備等の事業用設備について、整備及び改修のために設備投資を実施したことにより、投資活動によるキャッシュ・フローは3,427百万円の資金支出(前年同期は4,676百万円の資金支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

上記仕掛道路資産の建設に充てるため、道路建設関係長期借入れによる収入9,988百万円の資金調達を実施しました。一方、修繕事業及び特定更新等工事の完了に伴い、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項の規定に基づく債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額18,460百万円及び道路建設関係社債の減少額40,000百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、55,808百万円の資金支出(前年同期は47,812百万円の資金支出)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、期首に比べ18,931百万円減少し、72,806百万円となりました。

生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「財政状態及び経営成績の状況」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析に重要な影響を与える要因について イ．高速道路事業の特性について

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付けで締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）並びに特措法の規定による同日付け事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払に充てております。

協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされており、利益は見込んでおりません。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります。かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費用の増大に備え、積み立てることとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費用については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

ロ．機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは併存的債務引受の方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いが機構が行うこととなります。

（注）安全対策・サービス高度化積立金活用事業に要した費用については、機構による債務引受の対象外としております。

なお、当該事業により形成された道路資産は、機構に帰属するものとして取り扱われます。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

当中間連結会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ．グループの経営成績

a 営業収益

当中間連結会計期間の営業収益は、合計で前年同期比0.5%増の170,657百万円となりました。

高速道路事業については、料金収入は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛要請等の影響が前年同期と比較して小さかったこと等により、前年同期比14.1%増の128,242百万円となりました。また、機構への資産引渡しに伴う道路資産完成高は、修繕事業及び特定更新等工事の完了により、前年同期比30.8%減の37,468百万円となりました。その結果、前年同期比0.5%減の165,816百万円となりました。

駐車場事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛要請等の影響が前年同期と比較して小さかったこと等により、前年同期比1.8%増の1,570百万円となりました。

受託事業については、地方公共団体等からの受託工事の増等により、前年同期比30.3%増の1,091百万円となりました。

その他の事業については、グループ会社における地方公共団体等からの維持修繕業務の受注増等により、前年同期比108.9%増の2,497百万円となりました。

b 営業利益（営業損失）

当中間連結会計期間の営業費用は、合計で前年同期比2.7%減の159,567百万円となりました。

高速道路事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛要請等の影響が想定よりも小さかったこと等により、機構に支払う道路資産賃借料が、変動貸付料制度の適用により増額されましたが、道路資産完成原価が前年同期を下回ったこと等により、前年同期比3.7%減の155,217百万円となりました。

駐車場事業については、主に駐車場の管理費用等の減少により、前年同期比0.0%減の1,200百万円、受託事業については、地方公共団体等からの受託工事の増等により、前年同期比30.6%増の1,102百万円、その他の事業については、グループ会社における地方公共団体等からの維持修繕業務の受注増等により、前年同期比96.4%増の2,365百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は、合計で前年同期比91.6%増の11,089百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が10,598百万円の営業利益、駐車場事業が370百万円の営業利益、受託事業が10百万円の営業損失、その他の事業が131百万円の営業利益となっております。

なお、セグメント別の営業収益、営業費用及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

c 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、助成金収入85百万円等により前年同期比91.3%増の268百万円、営業外費用は、固定資産圧縮損45百万円等により前年同期比101.1%増の70百万円となりました。

d 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は前年同期比91.5%増の11,287百万円となりました。

e 親会社株主に帰属する中間純利益

法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比110.9%増の9,130百万円となりました。

ロ．グループの財政状態

当中間連結会計期間末の総資産は、291,575百万円となり、前連結会計年度末に比べ57,592百万円減少となりました。主な増加は、前払金の2,534百万円、主な減少は、高速道路事業営業未収入金の24,085百万円になります。

負債は、220,323百万円となり、前連結会計年度末に比べ67,137百万円減少となりました。主な減少は、道路建設関係社債の40,000百万円、道路建設関係長期借入金の8,460百万円になります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ9,545百万円増加し、71,251百万円となりました。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の17.5%から24.2%となりました。

ハ．キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の収受等の営業活動のほか、機構及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。資金の調達においては、社債の発行及び金融機関からの長期借入れによる調達バランスの最適化を図っております。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への道路資産賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金であります。

道路資産賃借料の支払には高速道路料金収入を充てております。また、道路資産の建設資金には道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金を充てており、事業用設備に係る設備投資資金には、自己資金及びその他の長期借入金を充てております。なお、かかる道路資産及び事業用設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年3月31日付けで締結しております（平成18年4月1日施行）。協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることが出来ます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様となります。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることが出来るものとされております。

貸付料については、協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、あらかじめ協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

当社及び機構は、協定について検討を加え、令和3年9月17日付けで協定を一部変更しており、主な変更内容は以下のとおりとなります。

令和3年3月12日に公表した「首都圏の新たな高速道路料金具体案」に基づき令和4年4月1日から新たな上限料金の設定及び各種割引の変更・導入を予定していることに加え、特定更新等工事（東品川橋・鮫洲埋立部）の工事予算の増額、完成予定年月日の変更等を反映しております。

なお、令和3年9月24日付けで機構が協定の変更に係る機構法第14条第1項に基づく国土交通大臣の認可を受け、かつ、当社が協定の変更に係る特措法第3条第6項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことから、同日付けで協定の変更の効力が生じております。

5【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、主に高速道路事業に係る維持管理技術等に関する研究・開発を進めております。具体的には、「点検・調査・評価」、「補修・補強」、「防災・減災」、「交通運用」、「景観・環境」、「工事安全」、「建設・更新」、「事業領域拡大」といった分野で研究・開発を進めております。

当中間連結会計期間の当社グループにおける研究開発活動に係る費用の総額は、30百万円となりました。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都高速道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されていません。

後記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、後記「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

（1）主要な設備の状況

提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

国内子会社

当中間連結会計期間において、首都高アソシエイト(株)が事業を開始したことにより、同社の設備が主要な設備に加わりました。当該設備の状況は、以下のとおりであります。

令和3年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人) (注)4
				建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他 (注)1	合計	
首都高アソシエイト(株)	本社等 (東京都千代田区他)	高速道路事業	備品等	0	-	-	-	1	2	21 [-]
		その他の事業	事務所設備等	1	-	-	-	0	2	
		全社（共通）	本社設備等	23	-	-	-	9	33	

（注）1．帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」であります。

2．建物等の一部を賃借しており、賃借料の合計は、13百万円であります。

3．現在休止中の主要な設備はありません。

4．従業員数の[-]は、臨時従業員数を外書きしております。

（2）設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

（1）道路資産の建設の概要

当社グループは、当中間連結会計期間において、都道首都高速1号線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額27,911百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に道路資産の引渡しを行ったことから、当社は道路資産完成高37,468百万円を計上しており、その内訳は下表のとおりであります。そのほか、道路資産完成高を計上しない機構への道路資産の引渡しを行ったことから、当社は道路資産完成原価454百万円を計上しております。なお、これらに伴う仕掛道路資産当期減少額は37,922百万円であります。

路線・区間等		帰属時期 (注) 1	道路資産完成高 (百万円) (注) 2
都道首都高速 1 号線等	修繕	令和 3 年 6 月	26,235
		令和 3 年 9 月	
都道首都高速 1 号線等	特定更新等工事	令和 3 年 6 月	11,232
		令和 3 年 9 月	
合計		-	37,468

(注) 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

(2) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、主要な道路資産に重要な異動はありません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産に係る重要な建設計画について、令和 3 年 9 月 17 日付けで機構との協定の一部を変更しており、変更内容は次のとおりであります。なお、当該変更について、特措法第 3 条第 6 項の規定により、令和 3 年 9 月 24 日付けで国土交通大臣の許可を受けております。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3 (注) 4	着手 (注) 5	完了 (注) 6
横浜市区高速横浜環状北線	408,049	407,071 [398,602]	平成13年12月	令和 4 年 3 月
横浜市区高速横浜環状北西線	149,950	110,240 [101,350]	平成24年 5 月	令和 4 年 3 月
一般国道17号(新大宮上尾道路 (与野～上尾南))	64,604	1,451 [-]	平成29年 4 月	令和 9 年 3 月
改築事業(注) 7	50,016	47,193 [41,215]	平成19年 4 月	令和10年 3 月
特定更新等工事(注) 8	1,043,438	239,433 [179,671]	平成26年12月	令和23年 3 月

(注) 1. 協定に基づく高速道路の新設、改築又は特定更新等工事により建設する仕掛道路資産について記載しております。

2. 総額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

3. 既支払額は、各路線の仕掛道路資産の残高及び既に機構に帰属した道路資産の額を記載しております。なお、当該金額には民営化時に再評価を行った仕掛道路資産の金額が含まれております。

4. 当中間連結会計期間末までに既に機構に帰属した道路資産の額を [] で記載しております。

5. 当社設立が平成17年10月 1 日であるため、設立以前に首都高速道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。

6. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続を経る必要があり、当該手続を終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。

7. 改築事業の内訳は次のとおりです。

都道首都高速 7 号線(改築)(小松川 J C T)、都道首都高速 3 号線(改築)(池尻・三軒茶屋出入口付近付加車線増設)

8. 特定更新等工事の内訳は次のとおりです。

都道首都高速 1 号線(東品川栈橋・鮫洲埋立部)、都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線(高速大師橋)、都道首都高速 1 号線、都道首都高速 4 号線、都道首都高速 4 号分岐線及び都道首都高速 6 号線(竹橋・江戸橋 J C T 付近)、都道首都高速 1 号線(銀座・京橋出入口付近)、都道首都高速 3 号線(池尻・三軒茶屋出入口付近)、その他

9. 所要資金は、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより調達する予定です。

上記のほか、機構との協定では、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において239,819百万円、また、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付を受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降において最大で6,338百万円に変更しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (令和3年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和3年12月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	27,000,000	27,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和3年4月1日～ 令和3年9月30日	-	27,000,000	-	13,500	-	13,500

(5) 【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区本町6丁目50番地の10	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	-	27,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	-	-
総株主の議決権	-	269,997	-

【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,907	19,176
高速道路事業営業未収入金	48,198	24,112
未収入金	9,563	666
契約資産	-	1,310
有価証券	75,000	54,000
棚卸資産		
仕掛道路資産	121,399	111,388
貯蔵品	565	609
その他の棚卸資産	320	586
受託業務前払金	609	1,641
前払金	4,079	6,614
その他	1,516	3,274
貸倒引当金	144	167
流動資産合計	278,016	223,212
固定資産		
有形固定資産		
建物	4 20,070	4 20,128
減価償却累計額	8,593	8,944
建物（純額）	11,477	11,184
構築物	4 34,697	4 34,676
減価償却累計額	14,756	15,147
構築物（純額）	19,941	19,529
機械及び装置	45,314	45,267
減価償却累計額	25,044	26,422
機械及び装置（純額）	20,269	18,844
車両運搬具	4 7,775	4 7,926
減価償却累計額	5,582	5,944
車両運搬具（純額）	2,193	1,981
工具、器具及び備品	5,023	5,178
減価償却累計額	3,057	3,249
工具、器具及び備品（純額）	1,965	1,929
土地	7,808	7,597
リース資産	474	248
減価償却累計額	325	106
リース資産（純額）	148	141
建設仮勘定	1,426	1,480
有形固定資産合計	65,233	62,688
無形固定資産		
リース資産	10	4
その他	2,351	2,092
無形固定資産合計	2,361	2,097

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	516	516
敷金	1,498	1,554
繰延税金資産	1,011	1,081
その他	529	424
投資その他の資産合計	3,556	3,576
固定資産合計	71,151	68,362
資産合計	1, 2 349,167	1, 2 291,575
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	35,135	24,042
短期借入金	-	350
1年以内返済予定長期借入金	7,699	7,199
リース債務	82	64
未払金	14,277	7,038
未払法人税等	596	2,665
預り金	308	255
受託業務前受金	2,053	-
受託業務契約負債	-	4,316
前受金	95	-
契約負債	-	896
賞与引当金	1,604	1,843
その他	8,225	5,276
流動負債合計	70,079	53,947
固定負債		
道路建設関係社債	1, 3 96,000	1, 3 56,000
道路建設関係長期借入金	3 74,684	3 66,224
その他の長期借入金	16,859	14,729
リース債務	127	123
役員退職慰労引当金	189	192
退職給付に係る負債	29,234	28,823
その他	287	283
固定負債合計	217,381	166,375
負債合計	287,461	220,323
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金	13,500	13,500
利益剰余金	37,752	46,882
株主資本合計	64,752	73,882
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	3,570	3,196
その他の包括利益累計額合計	3,570	3,196
非支配株主持分	523	565
純資産合計	61,705	71,251
負債・純資産合計	349,167	291,575

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業収益	169,852	170,657
営業費用		
道路資産賃借料	73,039	81,591
高速道路等事業管理費及び売上原価	85,752	72,412
販売費及び一般管理費	5,271	5,563
営業費用合計	164,063	159,567
営業利益	5,788	11,089
営業外収益		
受取利息	0	0
土地物件貸付料	29	30
助成金収入	18	85
損害賠償金	15	-
還付加算金	2	31
その他	74	120
営業外収益合計	140	268
営業外費用		
支払利息	17	15
立退料	4	-
固定資産圧縮損	-	45
その他	13	10
営業外費用合計	35	70
経常利益	5,893	11,287
税金等調整前中間純利益	5,893	11,287
法人税、住民税及び事業税	1,494	2,184
法人税等調整額	41	69
法人税等合計	1,535	2,114
中間純利益	4,358	9,172
非支配株主に帰属する中間純利益	29	42
親会社株主に帰属する中間純利益	4,328	9,130

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
中間純利益	4,358	9,172
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	408	373
その他の包括利益合計	408	373
中間包括利益	4,766	9,545
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,737	9,503
非支配株主に係る中間包括利益	29	42

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	42,253	69,253	4,975	4,975	514	64,792
当中間期変動額								
親会社株主に帰属する中間純利益			4,328	4,328				4,328
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					408	408	29	438
当中間期変動額合計	-	-	4,328	4,328	408	408	29	4,766
当中間期末残高	13,500	13,500	46,581	73,581	4,566	4,566	544	69,559

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	37,752	64,752	3,570	3,570	523	61,705
当中間期変動額								
親会社株主に帰属する中間純利益			9,130	9,130				9,130
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					373	373	42	415
当中間期変動額合計	-	-	9,130	9,130	373	373	42	9,545
当中間期末残高	13,500	13,500	46,882	73,882	3,196	3,196	565	71,251

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	5,893	11,287
減価償却費	4,015	3,594
賞与引当金の増減額（は減少）	264	238
貸倒引当金の増減額（は減少）	25	22
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	7	2
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	105	37
受取利息	0	0
支払利息	17	15
固定資産除却損	83	78
固定資産圧縮損	-	45
売上債権の増減額（は増加）	10,494	32,746
契約資産の増減額（は増加）	-	1,310
未収消費税等の増減額（は増加）	2,073	245
仕掛道路資産の増減額（は増加）	2 2,688	2 10,096
貯蔵品の増減額（は増加）	127	43
受託業務前払金の増減額（は増加）	536	1,031
前払金の増減額（は増加）	2,300	2,534
仕入債務の増減額（は減少）	31,816	15,998
未払消費税等の増減額（は減少）	6,891	2,362
受託業務前受金の増減額（は減少）	1,507	2,053
受託業務契約負債の増減額（は減少）	-	4,316
前受金の増減額（は減少）	281	95
契約負債の増減額（は減少）	-	896
その他	940	1,479
小計	40,566	40,872
利息の受取額	0	0
利息の支払額	102	100
法人税等の支払額	923	467
営業活動によるキャッシュ・フロー	2 41,592	2 40,305
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,911	2,819
有形固定資産の売却による収入	1	220
投資有価証券の取得による支出	91	-
その他	674	828
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,676	3,427
財務活動によるキャッシュ・フロー		
道路建設関係長期借入れによる収入	14,396	9,988
長期借入金返済による支出	1,797	2,630
道路建設関係長期借入金の増減額（は減少）	2 35,000	2 18,460
道路建設関係社債の増減額（は減少）	2 30,000	2 40,000
その他	4,589	4,706
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,812	55,808
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	94,080	18,931
現金及び現金同等物の期首残高	124,414	91,737
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 30,334	1 72,806

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 . 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

連結子会社の名称

首都高トールサービス西東京(株)
首都高トールサービス東東京(株)
首都高トールサービス神奈川(株)
首都高パトロール(株)
首都高カー・サポート(株)
首都高技術(株)
首都高メンテナンス西東京(株)
首都高メンテナンス東東京(株)
首都高メンテナンス神奈川(株)
首都高電気メンテナンス(株)
首都高E T Cメンテナンス(株)
首都高機械メンテナンス(株)
首都高アソシエイト(株)
首都高速道路サービス(株)
首都高保険サポート(株)
首都高パートナーズ(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

インフラドクターソフトサービス運営有限責任事業組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 . 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（インフラドクターソフトサービス運営有限責任事業組合）は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3 . 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一であります。

4 . 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券（市場価格のない株式等）

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

(a) 仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(b) 貯蔵品

主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～45年
機械及び装置	1年～17年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

(a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入については、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。このうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金及び1株当たり情報に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」に含まれる契約資産に相当する金額は、当中間連結会計期間より「契約資産」として表示し、「流動負債」に表示していた「受託業務前受金」は、当中間連結会計期間より「受託業務契約負債」として表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「その他」に含まれる契約負債に相当する金額は、当中間連結会計期間より「契約負債」として表示することといたしました。前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「売上債権の増減額(は増加)」に含まれる契約資産の増減額に相当する金額は、当中間連結会計期間より「契約資産の増減額(は増加)」として表示し、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「受託業務前受金の増減額(は減少)」は、当中間連結会計期間より「受託業務契約負債の増減額(は減少)」として表示し、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「前受金の増減額(は減少)」及び「その他」に含まれる契約負債の増減額に相当する金額は、当中間連結会計期間より「契約負債の増減額(は減少)」として表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89条-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度及び前中間連結会計期間について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第6条2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「還付加算金」は、営業外収益総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記しております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において「営業外収益」の「その他」に表示しておりました77百万円は、「還付加算金」2百万円及び「その他」74百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について、重要な変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債の一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
道路建設関係社債	96,000百万円	56,000百万円

2 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務204,000百万円(額面)(前連結会計年度254,000百万円)について、当社の総財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	455,078百万円	403,538百万円

3 併存的債務引受

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、減少した債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
道路建設関係社債の減少額	50,000百万円	40,000百万円
道路建設関係長期借入金の 減少額	60,765	18,460

なお、道路建設関係長期借入金の減少額のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
道路建設関係長期借入金	765百万円	- 百万円

4 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
圧縮記帳累計額	130百万円	175百万円

5 当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
当座貸越極度額		
(株)みずほ銀行	34,700百万円	9,400百万円
(株)三菱UFJ銀行	7,000	7,000
(株)三井住友銀行	4,000	4,000
(株)横浜銀行	4,000	4,000
借入実行残高	-	350
差引額	49,700	24,050

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
給料手当	1,270百万円	1,449百万円
業務委託費	830	850
租税公課	628	631
退職給付費用	532	576
賞与引当金繰入額	304	343

(表示方法の変更)

前中間連結会計期間において主要な費目として表示しておりました「賃借料」は、販売費及び一般管理費総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より主要な費目として表示しておりません。なお、前中間連結会計期間の「賃借料」は539百万円であります。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の注記の組替えを行っております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	-	-	27,000
合計	27,000	-	-	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	-	-	27,000
合計	27,000	-	-	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
現金及び預金勘定	18,704百万円	19,176百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期 預金	370	370
有価証券勘定	12,000	54,000
現金及び現金同等物	30,334	72,806

2 前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額(は減少)」35,000百万円及び「道路建設関係社債の増減額(は減少)」30,000百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業活動によるキャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産のうち54,132百万円が「仕掛道路資産の増減額(は増加)」2,688百万円に含まれております。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額(は減少)」18,460百万円及び「道路建設関係社債の増減額(は減少)」40,000百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業活動によるキャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産のうち37,468百万円が「仕掛道路資産の増減額(は増加)」10,096百万円に含まれております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

社用車(車両運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(a) 有形固定資産

主として、事務用機器(工具、器具及び備品)及び社用車(車両運搬具)であります。

(b) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
道路資産の未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1年内	160,165	170,002
1年超	9,062,223	8,957,551
合計	9,222,389	9,127,554

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む「都道首都高速1号線等に関する協定」について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む「都道首都高速1号線等に関する協定」が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。
3. 当中間連結会計期間において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、「都道首都高速1号線等に関する協定」に定める道路資産の貸付料に加え、1,562百万円を費用処理しておりますが、この額は反映させておりません。

道路資産以外の未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1年内	2	2
1年超	7	6
合計	10	9

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 道路建設関係社債	96,000	95,973	26
(2) 道路建設関係長期借入金	77,123	77,094	28
(3) その他の長期借入金	22,120	22,121	0
負債計	195,243	195,189	54

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、高速道路事業営業未収入金、有価証券及び高速道路事業営業未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	516

(*3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 道路建設関係社債	56,000	56,020	20
(2) 道路建設関係長期借入金	68,663	68,603	59
(3) その他の長期借入金	19,490	19,488	1
負債計	144,153	144,111	41

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、高速道路事業営業未収入金、有価証券及び高速道路事業営業未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間(百万円)
非上場株式	516

(*3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（令和3年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
道路建設関係社債	-	56,020	-	56,020
道路建設関係長期借入金	-	68,603	-	68,603
その他の長期借入金	-	19,488	-	19,488
負債計	-	144,111	-	144,111

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

道路建設関係社債

当社の発行する道路建設関係社債の時価は、相場価格により算定しており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

道路建設関係長期借入金及びその他の長期借入金

道路建設関係長期借入金及びその他の長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金ごとに、その元利金の合計額と、同様の新規借入を行った場合想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価と近似していると考えられるため、帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他 譲渡性預金	75,000	75,000	-
	小計	75,000	75,000	-
合計		75,000	75,000	-

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他 譲渡性預金	54,000	54,000	-
	小計	54,000	54,000	-
合計		54,000	54,000	-

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(棚卸資産関係)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計		
料金収入	128,242	-	-	128,242	-	128,242
道路資産完成高	37,468	-	-	37,468	-	37,468
その他	106	-	1,091	1,198	2,007	3,205
顧客との契約から生じる収益	165,816	-	1,091	166,908	2,007	168,916
その他の収益	-	1,568	-	1,568	172	1,741
外部顧客への売上高	165,816	1,568	1,091	168,476	2,180	170,657

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに前連結会計年度末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に重要な変動が認められないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会又は経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社及び連結子会社は、主に「高速道路事業」、「駐車場事業」及び「受託事業」を行っており、これら3事業を報告セグメントとしております。

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業を行っております。

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道 路事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	166,589	1,540	837	168,966	885	169,852	-	169,852
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	2	-	2	310	312	312	-
計	166,589	1,542	837	168,969	1,195	170,164	312	169,852
セグメント利益又 は損失()	5,462	342	6	5,797	9	5,788	-	5,788
セグメント資産	227,237	3,245	893	231,376	4,723	236,100	49,935	286,036
その他の項目								
減価償却費	3,262	135	-	3,397	166	3,563	451	4,015
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,173	254	-	1,428	88	1,517	152	1,669

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額 312百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額49,935百万円は、全社資産であり、その主なものは現金及び預金18,704百万円及び余資運用資金（有価証券）12,000百万円であります。

(3) 減価償却費の調整額451百万円は、各事業共用の固定資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額152百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道 路事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	165,816	1,568	1,091	168,476	2,180	170,657	-	170,657
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	1	-	1	316	318	318	-
計	165,816	1,570	1,091	168,478	2,497	170,975	318	170,657
セグメント利益又 は損失（ ）	10,598	370	10	10,957	131	11,089	-	11,089
セグメント資産	189,420	3,308	1,641	194,370	4,046	198,416	93,158	291,575
その他の項目								
減価償却費	2,965	145	-	3,111	30	3,141	452	3,594
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	802	30	-	832	18	851	236	1,087

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

２．調整額は、以下のとおりであります。

（１）売上高の調整額 318百万円は、セグメント間取引消去であります。

（２）セグメント資産の調整額93,158百万円は、全社資産であり、その主なものは余資運用資金（有価証券）54,000百万円及び現金及び預金19,176百万円であります。

（３）減価償却費の調整額452百万円は、各事業共用の固定資産に係る減価償却費であります。

（４）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額236百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	54,133	高速道路事業

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	37,469	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	160.30円	338.15円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額 (百万円)	4,328	9,130
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益金額(百万円)	4,328	9,130
期中平均株式数(千株)	27,000	27,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1株当たり純資産額	2,266.02円	2,618.00円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	61,705	71,251
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	523	565
(うち非支配株主持分(百万円))	(523)	(565)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	61,182	70,686
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数(千株)	27,000	27,000

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、令和3年3月18日開催の取締役会決議及び令和3年8月30日付け取締役会決議に基づき、令和3年10月7日に以下の条件で社債を発行しております。

区分	首都高速道路株式会社第28回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）
発行総額	金500億円
利率	年0.040パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	令和3年10月7日
償還期日	令和8年9月18日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

(2)【その他】

多額な資金の借入

当社は、令和3年3月18日開催の取締役会決議及び令和3年8月30日付け取締役会決議に基づき、令和3年12月17日に以下の条件で借入の契約を締結しております。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	信金中央金庫他8金融機関
借入金額	金100億円
返済方法	満期一括
借入実行日	令和3年12月21日
返済期限	令和8年11月30日
担保	無担保
資金の使途	高速道路株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,160	7,501
高速道路事業営業未収入金	48,198	24,112
未収入金	8,354	562
契約資産	-	1,159
有価証券	75,000	54,000
棚卸資産		
仕掛道路資産	120,742	110,531
貯蔵品	236	257
受託業務前払金	646	1,686
前払金	2,205	1,812
前払費用	243	829
その他	687	1,481
貸倒引当金	144	167
流動資産合計	263,331	203,769
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	4,106	4,406
減価償却累計額	921	1,001
建物(純額)	3,184	3,059
構築物	4,32,847	4,32,817
減価償却累計額	13,525	13,881
構築物(純額)	19,322	18,935
機械及び装置	45,209	45,159
減価償却累計額	25,012	26,374
機械及び装置(純額)	20,196	18,785
車両運搬具	2,799	2,884
減価償却累計額	1,892	2,029
車両運搬具(純額)	906	855
工具、器具及び備品	1,332	1,394
減価償却累計額	848	912
工具、器具及び備品(純額)	483	481
土地	268	268
リース資産	6	6
減価償却累計額	3	4
リース資産(純額)	2	1
建設仮勘定	907	921
有形固定資産合計	45,272	43,310
無形固定資産	450	431
高速道路事業固定資産合計	45,722	43,742
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	5,917	5,918
減価償却累計額	3,257	3,342
建物(純額)	2,659	2,576
構築物	230	230
減価償却累計額	52	59
構築物(純額)	177	170

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
機械及び装置	5	9
減価償却累計額	4	5
機械及び装置（純額）	0	3
工具、器具及び備品	158	159
減価償却累計額	85	102
工具、器具及び備品（純額）	73	56
土地	1,502	1,291
建設仮勘定	189	196
有形固定資産合計	4,604	4,295
無形固定資産	0	0
関連事業固定資産合計	5 4,604	5 4,295
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	4 7,390	4 7,438
減価償却累計額	3,338	3,482
建物（純額）	4,051	3,956
構築物	69	68
減価償却累計額	30	32
構築物（純額）	38	36
機械及び装置	66	66
減価償却累計額	29	31
機械及び装置（純額）	37	35
車両運搬具	4 164	4 164
減価償却累計額	135	140
車両運搬具（純額）	28	23
工具、器具及び備品	750	861
減価償却累計額	363	402
工具、器具及び備品（純額）	386	458
土地	5,901	5,901
リース資産	250	11
減価償却累計額	229	8
リース資産（純額）	20	3
建設仮勘定	120	57
有形固定資産合計	10,584	10,473
無形固定資産		
ソフトウェア	723	605
その他	9	10
無形固定資産合計	732	616
各事業共用固定資産合計	11,317	11,089
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	0	0
有形固定資産合計	0	0
その他の固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	1,204	1,204
投資有価証券	486	486
敷金	904	979
その他の投資等	12	12
投資その他の資産合計	2,607	2,682
固定資産合計	64,252	61,810
資産合計	1, 2 327,583	1, 2 265,579

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	46,886	25,734
1年以内返済予定長期借入金	7,699	7,199
リース債務	30	4
未払金	4,331	3,210
未払費用	12	10
未払法人税等	176	2,105
預り金	145	145
受託業務前受金	2,053	-
受託業務契約負債	-	4,316
前受金	73	-
前受収益	7	-
契約負債	-	703
賞与引当金	980	982
その他	6,322	73,973
流動負債合計	68,719	48,387
固定負債		
道路建設関係社債	1,396,000	1,356,000
道路建設関係長期借入金	374,684	366,224
その他の長期借入金	16,859	14,729
リース債務	5	2
退職給付引当金	22,715	22,153
役員退職慰労引当金	29	18
固定負債合計	210,293	159,128
負債合計	279,012	207,515
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金	13,500	13,500
資本剰余金合計	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全対策・サービス高度化積立金	13,585	11,577
別途積立金	8,741	5,072
繰越利益剰余金	756	14,414
利益剰余金合計	21,571	31,063
株主資本合計	48,571	58,063
純資産合計	48,571	58,063
負債・純資産合計	327,583	265,579

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	112,392	128,242
道路資産完成高	54,132	37,468
受託業務収入	0	0
その他の売上高	63	105
営業収益合計	166,589	165,816
営業費用		
道路資産賃借料	73,039	81,591
道路資産完成原価	54,401	37,922
管理費用	33,839	36,049
受託業務費用	0	0
営業費用合計	161,281	155,564
高速道路事業営業利益	5,307	10,252
関連事業営業損益		
営業収益		
駐車場事業収入	595	606
休憩所等事業収入	211	1,287
高架下事業収入	53	54
受託業務収入	837	1,091
営業収益合計	1,698	3,040
営業費用		
駐車場事業費	532	540
休憩所等事業費	133	1,233
高架下事業費	46	46
受託業務費用	849	1,103
営業費用合計	1,561	2,923
関連事業営業利益	136	117
全事業営業利益	5,444	10,369
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券利息	0	0
受取配当金	737	618
雑収入	68	189
営業外収益合計	806	809
営業外費用		
支払利息	17	13
立退料	4	-
固定資産圧縮損	-	45
雑損失	5	5
営業外費用合計	26	64
経常利益	6,223	11,114
税引前中間純利益	6,223	11,114
法人税、住民税及び事業税	1,168	1,621
法人税等合計	1,168	1,621
中間純利益	5,055	9,492

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				安全対策・ サービス高 度化積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	13,500	13,500	13,500	14,281	8,925	3,546	26,752	53,752	53,752
当中間期変動額									
安全対策・サービ ス高度化積立金の 取崩				695		695	-	-	-
別途積立金の取崩					184	184	-	-	-
中間純利益						5,055	5,055	5,055	5,055
当中間期変動額合計	-	-	-	695	184	5,935	5,055	5,055	5,055
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500	13,585	8,741	9,481	31,808	58,808	58,808

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				安全対策・サービス高度化積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,500	13,500	13,500	13,585	8,741	756	21,571	48,571	48,571
当中間期変動額									
安全対策・サービス高度化積立金の取崩				2,008		2,008	-	-	-
別途積立金の取崩					3,669	3,669	-	-	-
中間純利益						9,492	9,492	9,492	9,492
当中間期変動額合計	-	-	-	2,008	3,669	15,170	9,492	9,492	9,492
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500	11,577	5,072	14,414	31,063	58,063	58,063

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品

主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 2～45年

機械及び装置 1～17年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入については、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。このうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当中間会計期間の期首の利益剰余金及び1株当たり情報に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」に含まれる契約資産に相当する金額は、当中間会計期間より「契約資産」として表示し、「流動負債」に表示していた「受託業務前受金」は、当中間会計期間より「受託業務契約負債」として表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「前受収益」に含まれる契約負債に相当する金額は、当中間会計期間より「契約負債」として表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89条-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度の有価証券報告書の（追加情報）に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について、重要な変更はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債の一般担保に供しております。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
道路建設関係社債	96,000百万円	56,000百万円

2 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務204,000百万円(額面)(前事業年度254,000百万円)について、当社の総財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	455,078百万円	403,538百万円

3 併存的債務引受

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、減少した債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
道路建設関係社債の減少額	50,000百万円	40,000百万円
道路建設関係長期借入金の 減少額	60,765	18,460

なお、道路建設関係長期借入金の減少額のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
道路建設関係長期借入金	765百万円	- 百万円

4 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
圧縮記帳累計額	130百万円	175百万円

5 関連事業固定資産内訳

(1) 有形固定資産

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
駐車場事業	2,988百万円	2,892百万円
休憩所等事業	1,583	1,368
高架下事業	31	34
有形固定資産	4,604	4,295

(2) 無形固定資産

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
休憩所等事業	0百万円	0百万円

6 当座貸越契約

当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。
当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
当座貸越極度額		
(株)みずほ銀行	33,000百万円	8,000百万円
(株)三菱UFJ銀行	4,000	4,000
(株)三井住友銀行	4,000	4,000
(株)横浜銀行	4,000	4,000
借入実行残高	-	-
差引額	45,000	20,000

7 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 関連事業営業利益の内訳

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
駐車場事業営業利益	62百万円	65百万円
休憩所等事業営業利益	77	54
高架下事業営業利益	7	8
受託業務事業営業損失()	11	11
関連事業営業利益	136	117

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	2,943百万円	2,625百万円
無形固定資産	268	238

(有価証券関係)

前事業年度(令和3年3月31日)

子会社株式（貸借対照表計上額は1,204百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間（令和3年9月30日）

子会社株式（中間貸借対照表計上額は1,204百万円）は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

（重要な後発事象）

「1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

（2）【その他】

「1 中間連結財務諸表等（2）その他」に記載のとおりであります。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から本半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第16期）（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日） | 令和3年6月25日
関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正発行登録書 | 令和3年8月30日
関東財務局長に提出 |
| (3) 発行登録追補書類及びその添付書類 | 令和3年10月1日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した下表に記載する社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

債務引受けの詳細については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析に重要な影響を与える要因について ロ.機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- （注）1．高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
 2．道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの）とします。）をいいます。
 3．当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

令和3年12月17日現在

銘 柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第19回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注) 1	平成29年2月23日	34,000	非上場
首都高速道路株式会社 第20回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注) 2	平成29年10月13日	40,000	非上場
首都高速道路株式会社 第21回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注) 2	平成30年2月9日	40,000	非上場
首都高速道路株式会社 第22回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注) 3	平成30年10月12日	30,000	非上場

銘 柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第24回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注) 4	平成31年 2 月22日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第25回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注) 5	令和元年10月10日	40,000	非上場
首都高速道路株式会社 第26回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和 2 年10月 8 日	36,000	非上場
首都高速道路株式会社 第27回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和 3 年 2 月17日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和 3 年10月7日	50,000	非上場

(注) 1 . 平成30年12月28日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

2 . 令和 2 年 3 月31日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

3 . 令和 2 年 6 月30日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

4 . 令和 3 年 3 月31日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

5 . 令和 3 年 6 月30日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

本半期報告書提出日現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
設立根拠法	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
	子会社及び関連会社はありません(令和3年9月30日現在)。
役員	機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。 また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。 理事長・・・令和4年3月31日まで（中期目標の期間の末日まで） 理 事・・・令和5年9月30日まで（2年） 監 事・・・令和3年度の財務諸表承認日まで（中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで）

資本金及び資本構成

令和3年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,650,555百万円
政府出資金	4,119,652百万円
地方公共団体出資金	1,530,902百万円
資本剰余金	840,362百万円
資本剰余金	1,057百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	11,628百万円
減価償却相当累計額（ ）	9,493百万円
減損損失相当累計額（ ）	2,061百万円
除売却差額相当累計額（ ）	73百万円
利益剰余金	7,411,677百万円
純資産合計	13,902,595百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - () 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - () 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - () (xi) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- () 機構法
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - () 通則法
 - () 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - () 高速道路株式会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和47年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和 3 年12月14日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 康晴 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱口 慎介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 陽子 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和3年10月7日に社債を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月14日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 康晴 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱口 慎介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 陽子 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和3年10月7日に社債を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。